

次世代法による一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を差規定する

1. 計画期間 令和5年4月1日～ 令和8年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性社員：計画期間内に1人以上取得すること

女性社員：取得率を80%以上とすること

<対策>

- 令和5年 4月～ 育児介護休業法改正の内容の周知徹底
- 令和5年 5月～ 育児休業中の社員に対し、復帰前に職場復帰のための面談を実施。また、業務内容や業務体制の見直しを含め、円滑な職場復帰ができるようにする

目標2：出産子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

<対策>

- 令和5年 5月～ 労働者から具体的ニーズの調査、制度の詳細を見直し、検討
- 令和5年 7月～ 社内説明会により制度の周知・啓発の実施